

三重地方税管理回収機構電話設備機器の更新にかかる情報提供依頼について

三重地方税管理回収機構の電話設備については、現在ビジネスホン、FAXにより下記6(1)の回線(ひかり電話)を利用しています。機器を更新するにあたり、6(2)の機能を実現したいと考えており、幅広く情報を収集するため、情報を提供いただける事業者の方は下記のとおり提出・参加いただきますようお願いいたします。

記

1 情報提供依頼内容について

(1) 見積書

見積書は、別添の様式1号を使用し、別紙で内訳(導入費とランニングコスト)が分かるように作成してください。

(2) 企画提案書

企画提案書の様式、内容は任意です。本業務では、6仕様(案)に記載した業務を委託する予定です。仕様の改善点、仕様に記載のない項目または事例等もありましたら、提案をお願いします。提案書は任意様式とし、枚数の指定はありません。

2 スケジュール

(1) 質問の受付 令和6年1月26日(金) 12時まで(必着)

(2) 質問の回答 令和6年1月30日(火) 10時まで(ホームページに掲載)

(3) 見積書・企画提案書の提出 令和6年2月14日(水) 17時まで(必着)

(4) ヒアリング 令和6年2月16日(金) から3月1日(金) の間で別途連絡する日程

3 質問の提出先等について

(1) 提出先 〒514-8567 三重県津市桜橋3丁目446番地34(県津庁舎内)
三重地方税管理回収機構 総務課
TEL:059-213-7355
電子メール:kaisyu@zei-kikou.jp

(2) 提出方法 質問申請書(第2号様式)にて行うものとし、持参、郵送また電子メールにより提出してください

[注意] メールで送信する場合は、スパムメール等に自動判定されることがありますので、別途電話連絡をお願いします。

(3) 質問内容は、当該業務に係る条件や応募手続き等に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画、積算に関する内容等の質問は受け付けません。

4 見積書・企画提案書の提出先等について

- (1) 提出先 三重地方税管理回収機構 総務課
- (2) 提出方法 持参または郵送（電子メール、FAX等での提出は受け付けません。）
- (3) 提出部数

企画提案書及びその他資料 7部

見積書（第1号様式） 正本1部

（見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあたっては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。契約金額は1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

（企画提案書、その他資料の内容は、見積書に記載された見積価格で全て実現できるものとしてください。既存の資料やパンフレット等で、見積価格で実現できない機能を含む場合は該当箇所がわかるようにしてください。）

5 注意事項等

- (1) 同一事業者による複数の提案も可能です
- (2) 設置後の保守の提案もお願いします
- (3) 提案書の作成にあたって、既存資料やパンフレット等を活用いただいて構いません。
- (4) 提供いただいた情報については、当組織内で使用するものであり、提案者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重地方税管理回収機構情報公開条例（平成16年条例第17号）で定義する公文書になりますので開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。（提案書全てを非開示とする必要がある場合についても、その旨を記載してください）
- (5) 本情報提供依頼に係る資料の作成、提出等に要する費用は各提案者の負担でお願いします。
- (6) 提供いただいた情報・資料については、返却致しません。
- (7) ヒアリング時または終了後に、電話機（据置型、モバイル型）の台数・構成を変更した場合の見積もりをお願いすることがあります。
- (8) 情報提供内容及びヒアリングの結果により、優先的に交渉する事業及び事業者を選定する予定です。

6 仕様（案）

- (1) 現在使用している電話番号と回線数、変更予定
①059-213-7355 で4回線

② 059-253-5224 で5回線

③ 059-213-7379 で2回線

④ 059-213-7344 で1回線 (FAX)

このうち、③については廃止し①を1回線増やし、①と②で5回線ずつと④にする予定です。

(2) 希望する性能・機能（ヒアリング時にどのように利用できるかお伺いします。実現できない機能がある場合はその旨教えてください。）

- ・ 機能を提供する機械は機構事務所に置いても、クラウド等の利用でも構いません
- ・ 通話品質が通常の電話回線と遜色がないこと
- ・ 電話機を①と②で各10台、計20台設置すること
- ・ 電話機は据置型のみ、据置型とモバイル型の併用、どちらも可（併用時でも据置型は少なくとも①と②で各5台、計10台は設置すること）
- ・ 受話音量の増大ができること
- ・ 据置型については、可動する電話台等で複数人が使用しやすくすること
- ・ 各電話機で発着信したものを別の電話機へ転送できること
- ・ FAX機は現在のものを引き続き使用
- ・ 現在、閉庁時は自動応答で音声案内していますので、同等の機能
- ・ 現在、回線数を絞る設定ができますので、同等の機能
- ・ 着信履歴（番号）を確認できること
- ・ 発信履歴（番号）を確認できること
- ・ 通話の録音ができること
- ・ 指示する箇所に電話機を設置し、配線工事を行うこと
- ・ 現在の電話設備機器の回収をお願いします
- ・ 切替（設置）作業は閉庁時間（土日祝または平日18時以降）に行うこと
- ・ 現行の電話帳を引き継ぐこと
- ・ 現行電話設備の契約が不要又は変更が必要になる場合は、その概要を示すこと

連絡先

〒514-8567 三重県津市桜橋3丁目446番地34（県津庁舎内）

三重地方税管理回収機構 総務課

担当：兼重

TEL：059-213-7355

FAX：059-213-7344

電子メール：kaisyu@zei-kikou.jp